

入札参加に当たっての留意事項（建設工事）

京丹後市

建設工事に係る入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、京丹後市契約規則、京丹後市電子入札運用基準（電子入札案件に限る。）、京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）、入札公告、指名通知書、設計図書、その他の入札に係る通知及び契約書案のほか、次の事項に留意してください。

1 入札に当たっての留意事項

- (1) 入札回数は、初度の入札 1 回、再度の入札 1 回の合計 2 回を限度とします。
- (2) 入札に際し、入札価格を積算された工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を必ず入札書と一緒に提示（電子入札の場合は「添付」とする。）してください。
- (3) 入札終了後、工事費内訳書は返却します（ただし、談合情報があり、調査の結果談合の事実又は談合らしき事実が確認された場合及び電子入札の場合等を除く。）。
- (4) 入札場内では、私語等の行為及び携帯電話の使用を禁止します。携帯電話を持ち込む場合は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- (5) 前号に掲げるほか入札事務関係職員の指示に従わない場合は、入札場から退場していただくことがあります。

2 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 工事費内訳書の様式は「任意」としてはいますが、閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等の項目に一致させて作成してください。ただし、表紙は、工事番号、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないように記載しないでください。
- (2) 工事費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）は、入札書に記載する金額と必ず一致するように作成してください。
- (3) 積算ソフトを利用される場合や積算を第三者に委託される場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再積算を行った上で、内訳書を作成してください。

3 技術者の適正配置について

- (1) 建設業法等に規定している事項を遵守してください。
- (2) 技術者及び現場代理人の配置については、京丹後市ホームページに掲載されている「建設工事における技術者等の適正な配置について」を遵守してください。
- (3) 落札者は、本工事の技術者について、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、工事現場に適正に配置してください（工事現場に配置する技術者が工事現場ごとに専任で配置する必要がある場合は、当該技術者について、契約工期中、本工事に専任で配置してください。この場合において、他工事との重複は、原則認めません。また、工事現場ごとに専任を要する技術者は、許可業種の別に関係なく、営業所の専任技術者となっていない者を配置してください。）。
- (4) 落札者は、本工事の現場代理人について、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、工事現場に常駐させてください（他工事との重複は、原則認めません。また、現場代理人は、許可業種の別に関係なく、営業所の専任技術者となっていない者を配置してください。）。
- (5) 落札決定から契約締結までに第 3 号の技術者又は前号の現場代理人を配置できないことが判明した場合は、落札決定の取消し及び京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）第 20 条第 4 項に規定する違約金の徴収を行うことがあります。また、京丹後市の指名停止措置を行うことがあります。

- (6) 通常指名競争入札で指名通知を受けた者が、必要となる技術者等が配置できない場合は、具体的な理由を付した辞退届を提出し、入札等を辞退してください。

4 契約保証金

- (1) 請負代金額が 500 万円未満の場合は免除します。
- (2) 請負代金額が 500 万円以上の場合は、落札者は、請負代金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結までに京丹後市に納入しなければなりません。ただし、銀行、その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除します。

5 支払条件

(1) 前払金

受注者は、請負代金額が 500 万円以上の場合に限り、請負代金額の 4 割以内の金額の前払金を請求することができます。

(2) 中間前払金

受注者は、当初の請負代金額が 500 万円以上の工事で、かつ、前号の前払金を受領している場合で、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、請負代金額の 2 割以内（支払済の前払金との合計金額が請負代金額の 6 割以内）の金額の前払金を追加して請求することができます。

ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。

イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事の進捗額が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払

受注者は、請負代金額が 3 千万円以上 1 億円未満の場合は 1 回、1 億円以上 4 億円未満の場合は 2 回、4 億円以上の場合は 3 回を限度として部分払いを請求することができます（ただし、部分払金の支払を受けた場合は、前号の中間前払金を請求することはできません。）。

6 入札の辞退

- (1) 通常指名競争入札の場合、開札の開始前（電子入札の場合は入札書提出締切日時）まで（紙入札の場合は入札書の投函後、電子入札の場合は入札書を提出した後は除く。）は、具体的な理由を付した上で入札を辞退することができます。
- (2) 一般競争入札及び公募型指名競争入札の募集型競争入札では、資格確認通知又は指名通知後は、真にやむを得ない場合を除き入札を辞退できません。通常指名競争入札の場合も含めて、**正当な理由なく入札を辞退した場合は、京丹後市の指名停止措置を受けることがあります。**
- (3) **正当な理由なく無断で入札に参加しなかった場合**（入札に遅刻した場合を含みます。）**は、京丹後市の指名停止措置**（指名停止措置期間中、入札に参加できなくなるほか、京丹後市が発注する全ての随意契約の相手方になることができなくなります。）**を受けることがあります**ので、注意してください。なお、緊急（急用により入札に参加できなくなった等）のため、入札開始までに辞退届を提出することができない場合は、必ず入札開始までに、電話等により入札を辞退する旨を入札契約課まで連絡してください（この場合、後日、必ず辞退届を提出してください。）。
- (4) 電子入札システムにより辞退届を提出する場合は、辞退の具体的な理由を入力した上で登録を行ってください。この場合、書面による入札辞退届の提出は不要です（電子入札システムにより提出された辞退届に具体的な理由の登録がない場合は、書面による入札辞退届の提出が必要となります。）。

7 その他

(1) 入札結果の公表

競争入札に付した工事について、入札結果を入札契約課内及び京丹後市入札情報公開システムで公表することとしています。公表の時期は、原則、開札日の翌日（開札日の翌日が市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）の正午とします。

(2) 契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定

談合等不正行為により発注者に損害が生じた場合に、請負者に対して契約解除や損害賠償の請求ができる条項を契約書に盛り込んでいます。

(3) 指名停止業者名の公表

倒産、信用情報等による指名停止を除き、指名停止措置を受けた業者名を入札契約課内及び京丹後市ホームページで公表することとしています。

(4) 設計図書等に疑義がある場合

設計図書等について疑義がある場合は、「設計図書等に関する質疑書」により、提出期限までに書面（提出方法は、ファクシミリ、持参及び電子メールのいずれも可）により入札契約課に提出してください。

(5) 再度入札において落札者がいない場合

再度入札において落札者がいない場合は、指名替え等を行い、改めて入札を行うこととします。ただし、工期等の事情により必要と認められる場合は、随意契約によることができるものとします。